

## 第4回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成28年11月18日(金) 10:00~10:45

◆ 場 所 大分市役所議会棟 4階 全員協議会室

◆ 出席者

### 【委員】

奥田 憲昭 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、藤田 敬治 委員、宮邊 和弘 委員、  
宮町 良広 委員、阿部 俊作 委員、荒金 一義 委員、板場 奈美 委員、  
鳥居 登貴子 委員、分藤 貴弘 委員、姫野 敏朗 委員、玉衛 隆見 委員、  
伊藤 真由美 委員、江藤 郁 委員（計14名）

### 【事務局】

企画部参事 増田 真由美、同 縄田 睦子、同部次長 西田 充男、  
同部次長兼企画課長 永松 薫、企画課参事補 金子 明弘、同主任 恵藤 淳矢、

### 【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会
2. 議事  
・提言について

### <第4回 検討委員会>

事務局	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまより、第4回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、小原委員、葛西委員から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、奥田委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
-----	---

<p>委員長</p>	<p>それでは、早速議事に移ります。</p> <p>本日の検討委員会は、これまでの議論の集大成として、提言（案）について議論したいと思います。</p> <p>この提言（案）については、前回の検討委員会で「条例そのものの改正は必要ないこと」「しかし、運用面で市民への周知等改善が求められること」などのご意見をいただいたことから、それらの意見を事務局にて取りまとめたいただきまして、本日皆様のお手元に配布されているところでございます。</p> <p>委員の皆様は、この提言（案）について、「さらにこういう意見を盛り込んだほうがよいのではないか」や「表現を変えた方がよいのではないか」などのご意見をいただければと思います。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日お手元にお配りの提言（案）でございますが、先程委員長からご説明がありました通り、これまでの委員の皆様の見解を取りまとめた形となっております。</p> <p>まず、目次でございます。全体の構成はご覧の通りでございますが、「はじめに」「条例改正の必要性について」「条例の運用面について」「おわりに」という構成となっております。</p> <p>本日の説明につきましては、項目ごとに相互に関係がございますことから、一括して説明をさせていただいたのち、委員の皆様からご意見をいただければと考えております。</p> <p>では1ページ目をお開きください。まず「はじめに」でございますが、こちらでは、本検討委員会の設置から議論の経緯について触れております。それでは読み上げます。</p> <p>「大分市まちづくり自治基本条例」は、大分市の最高規範として、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成24年4月1日に制定された。本条例では、「5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずる」こととされていることから、各界各層からなる市民の視点から規定の検討を行う機関として、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会が平成28年7月25日に設置された。</p> <p>本条例が制定されて5年が経過しようとするなか、委員からは、本市を取り巻く社会経済情勢を勘案しつつ、それぞれの立場でこれまでまちづくりに関わってきた経験や思いに裏打ちされた多くの意見が出され、その内容を踏まえ、提言としてまとめたものである。</p> <p>この提言が、本条例に掲げる自治の基本理念としての「市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくり」に、今後、大いに寄与することを期待する。</p> <p>と、記載させていただいております。</p> <p>次に、「2 条例改正の必要性について」でございます。こちらは、前回の検討</p>

委員会で確認していただきました通り、改正不要との結論を示したところでございます。では読み上げさせていただきます。

本委員会では、「大分市まちづくり自治基本条例」の趣旨に沿った市政運営がなされているかという視点を中心に、本条例に関連する各種条例、制度、事業等の運用状況について検証を進めてきた。

その結果、本委員会では、運用面において創意工夫が必要な部分があるものの、条文そのものの修正は不要との結論に至ったところである。

と、記載させていただいております。

次に、「3条例の運用にあたって」でございますが、ここでは先程の「2条例改正の必要性について」で触れた、運用面についての指摘事項を、条例の構成に分けて具体的に記載したところでございます。

まず、「(1) 条例全般にわたって」でございますが、こちらでは、市民アンケートの結果からも、市民への周知が不十分であるとの意見を委員の皆様からいただきましたことから、その点につきまして、1段落目、2段落目に記載しているところでございます。

また、3段落目につきましては、前回の議論の際に、条例前文の最終段落にございます条例制定の意義がこの条例の肝であるとの意見をいただきましたことから、その趣旨を市民に伝えていくこと、またそれを市民と共有していくことが必要であるとの記載をしたところでございます。それでは読み上げさせていただきます。

本条例の検討にあたって実施した市民アンケートの結果、本条例を「まったく聞いたことがない」と回答した市民が過半数を占め、市民への周知が不十分である実態が浮き彫りになった。

市民の積極的なまちづくり活動への参加にあたっては、自治やまちづくりの基本的なルールを定める本条例が、全ての市民に理解され、共有されることが前提である。こうしたことから、市報やホームページへの掲載をはじめさまざまな手段を講じた広報を行うとともに、地域や学校、企業などへ市の職員が出向き説明会などを実施することにより、本条例の趣旨に基づくまちづくりへの理解を促進するなど、あらゆる機会をとらえて周知徹底を図ることが重要である。

また、その際は、本条例制定の意義である「わたしたち大分市民は、互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸せな暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくこと」の趣旨を明確に伝え、市民と共有する必要がある。

と、記載させていただいております。

次に、「(2) 基本理念及び基本原則について」でございますが、こちらは、前回の検討委員会で、まちづくりの定義は非常に幅広いものの、条例の理念を明確に伝え、市民それぞれの立場で参画できるよう配慮に努めることが必要であるのご意見をいただいたことから、その意見を踏まえ作成しております。それでは読み上げさせていただきます。

第3条において「市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念と

する」と規定しているが、「まちづくり」という言葉自体の定義には、市民によっていろいろな考え方があり、広義の意味がある。さらには、身体的、経済的理由などによりまちづくりへの参加が難しい人々も存在している。

こうしたことを踏まえ、全ての市民に対して基本理念の趣旨を明確に伝えていく必要があるとともに、この基本理念の実現に向けて、市民がそれぞれの立場で主体的にまちづくりに参加できるよう配慮することが必要である。

と、記載させていただいております。

次に、3ページをお開きください。「(3) 市民、議会及び行政の役割、行政運営について」でございます。まず第1段落では、第1回検討委員会でご意見をいただいたところでございますが、議会の役割も非常に重要であること、また、市民、議会、行政が一体となった取組が必要であること、との意見を反映したところでございます。また、2段落目については、前回の検討委員会においてご意見をいただいたところでございますが、市の職員がまちづくりに積極的に参画する必要があること、さらに参画しやすい環境づくりに努めていく必要があること、とのご意見を反映させた所でございます。それでは読み上げさせていただきます。

市議会もまちづくりの大切な役割を担っていることから、市議会と地域の関係をまちづくりに活かすためにも、市民、議会及び行政の役割についての理解が促進されるよう積極的に広報するとともに、本市のまちづくりのために、それぞれが一体となった取組を引き続き進めていく必要がある。

また、市の職員には、行政サービスの提供だけではなく、進んで自分の居住する地域のまちづくりに参加し、リーダーシップを発揮することが求められており、そうした環境づくりをとおして地域のまちづくりを支援していくことも重要である。

と、記載させていただいております。

続きまして、「(4) 市民参画等について」でございます。こちらにつきましては、まず第1段落、第2段落におきまして、前回の検討委員会でのご意見にもございました通り、市民アンケートの結果からもパブリックコメントをはじめとした市民意見の聴取が不十分であることから、市民意見をしっかりと聴取したまちづくりを進めていく必要があることを記載しております。また、第3段落、第4段落につきましては、第1回目の検討委員会をはじめたびたびご指摘いただいたところでございますが、市民がまちづくりに対して無関心であるなどの課題があることから、市民参加が不十分な状況にあること、また、それについて行政の周知等の工夫が必要であることを記載しております。それでは読み上げさせていただきます。

市の内部検証の結果、重要な政策等の立案に際し実施するパブリックコメント意見数が条例施行前から大幅に減少している状況があり、本条例に規定されている「市民意見の聴取」に関する取組については必ずしも十分とは言えないと思われる。

市の行政運営に係る重要な政策の立案にあたっては、広く市民の意見を聴取して進めるべきであり、市民主体のまちづくりを行う上で、その実効性を確保

する根幹をなす取組であることから、市民意見の聴取に向けた効果的な手法を講じる必要がある。

また、地域レベルに目を移すと、自治会や町内会の活動に参加する市民は限られており、さまざまな個人的理由やまちづくりに対する無関心などの課題があり、市民参画は決して十分とは言えない状況にある。

行政は条例の積極的な周知に努め、市民のまちづくりへの関心を呼び起こすとともに、条例の運用にあたっては、まちづくり活動に関する情報提供を積極的に行い、市民がそれぞれの立場に応じて参加できる環境を整えるなど、条例を実効性のあるものにしていく知恵を絞っていくことが重要である。

と、記載させていただいております。

続きまして、4ページをお開きください。「(5)まちづくりの推進について」でございます。こちらでは、まず、第2段落、第3段落におきまして、第1回の検討委員会で、都市内分権の一環として進めております「地域づくり交付金モデル事業」につきまして、さらなる制度の充実が必要である、またその推進にあたっては、前回の検討委員会においてご意見いただきました通り、地域の実情はまちまちなので、そこに配慮し地域に応じた取組となるよう進める必要があると記載しております。また、最後の第4段落目でございますが、こちらにつきましては第1回目の検討委員会におきまして、自治会などだけでなく、NPO等の多様な主体との協力も必要であるとのご意見をいただいたことから、こちらに記載させていただいたところでございます。それでは読み上げさせていただきます。

地域でのまちづくり活動については、前述のとおり「まちづくり」の定義やその推進などについて、市民に広く理解され共有されなければ、市民参加は進まず、地域のリーダーがいくら訴えても地域住民の協力を十分に得られないことから、行政による広報や周知活動が市民のまちづくり活動のきっかけになるような取組を進めるべきである。

こうしたなか、都市内分権の具体的な取組として、校区に支払われているいくつかの補助金を統合し、使途に地域の裁量権を認めて交付する「地域づくり交付金モデル事業」が一定の成果を上げていることから、今後、交付対象校区の追加や新たな制度設計等、さらなる制度の充実を期待している。

しかしながら、その取組の推進に当たっては、それぞれの地域の特性やそこに住んでいる市民の実情は千差万別であることから、行政がこうした特性に十分配慮して進めていくことが必要である。

さらに、まちづくりの推進については、さまざまな団体との連携が必要となっているが、近年、NPO法人で活動している市民も多くなっており、このような団体の意見も積極的に取り入れながら地域活動の取組を進めるべきと考える。

と、記載させていただいております。

続きまして、最後の「4おわりに」でございますが、こちらにつきましては、この見直し及び評価検証の必要性、さらに、今後についての展望を記載させていただいております。読み上げさせていただきます。

本市を取り巻く社会経済情勢は、刻々と変化していると言える。そのため、本条例の規定が常に時代の流れに沿った内容に保たれるよう、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、見直し等の必要な措置を講ずることとなっている。

こうしたことから、本条例の実効性を確保するためには、本条例に基づき推進する各種施策を適宜評価、検証することが大変重要であると考えます。

今後も、本条例に掲げる自治の基本理念である市民主体のまちづくりを、市民、議会及び行政が一体となって推進することにより、市民の幸せな暮らしが実現することを希望する。

と、記載させていただいております。

以上のとおり、これまで委員の皆様からいただきましたご意見につきまして、提言（案）と言う形で事務局にて取りまとめさせていただいているところでございます。説明は以上でございます。

委員長

ただ今、事務局より説明がございました。

冒頭ご説明しました通り、この提言（案）について追加や修正のご意見があれば頂きたいと思っております。

委員

一言、よくできていると思っております。特に地域内分権の所につきましては、私の思いを反映していただいております、ありがとうございます。

委員

今意見がありましたように、全体としては私も意見はございません。「周知、広報をする」としてというのはその通りだと思うのですが、おそらく今後市報やホームページなどでいかに毎日周知しても、多分5年後にアンケートを取ったら、やっぱり知りませんと言う人はわずかに下がる程度にしかならないと思っております。

私も大学で仕事をしていていつも感じるのですが、大学では学生教育に対して色々なポリシーを出して、入学したら「これを読んでください」と配るのですが、それはほとんど見られない。実際どんな時に見るかと言うと、具体的な話になると見るのです。授業の中で先生が「こんなことを言いました」となるとそこで初めて見るのです。

ですので、こうした市民主体のまちづくりというのは、この基本条例により具体的にどんな政策を打っていくかという時に市民の主体性が涵養されると思っておりますので、行政は市民の主体性の呼び水となるような具体策をいかに出していくか、というところがポイントだと感じています。

したがって、今回個別の事業について記載するのはなかなか難しいと思うのですが、4ページの所は地域づくり交付金モデル事業について具体的に言及をされているところです。「一定の成果」というのは微妙な言い回しだと思うのですが、「具体的にどういう風に制度を充実させていくのか」があるとよいのではないかと思います。ただ、まずはこの地域づくり交付金モデル事業を特に強調する理由を教えていただければと思います。

委員長

今ご意見がございました地域づくり交付金モデル事業の成果について、もう

事務局	<p>少し詳しく教えていただければと思います。</p> <p>この地域づくり交付金モデル事業は、このまちづくり自治基本条例が施行され、その代表的な事業として新規で始めた事業でございます。これまで4年間モデル事業として取組を進めてまいりまして、その間、対象校区が着実に増えてきたところでございます。そして来年度、29年度からは、このモデルを取りまして、本格実施に向けた検討を進めているところでございます。この都市内分権につきましては、前回の会議の中でも若干説明させていただいたところでございますが、その代表的な事業としてこの事業を位置づけておりまして、これから本格実施に向けて制度の拡充や、新規で手をあげていただけるような校区の動きも若干見られますので、今後ともこの事業を広げていきたいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>具体的にどういう風な事業にどれくらいのお金を渡しているか、またそれをどういう形で選定しているのかとか、そのような具体的な話を聞ければと思います。</p>
委員	<p>私の校区では今年度ちょうど10校区目と聞いておりまして、今9校区がすでに実施をしていて、うちの校区が4月に手をあげましたので、なかなか今年度予算をつけられないということで、少し変則的な形で色々な補助をいただいているところです。それで、私たちが一番この件で困っておりますのは、まず飲食ができないこと。これは少し分かる気もしますが、例えばお弁当なども出せないということがございます。私たちは体育祭を開催しているのですが、その体育祭のお弁当を全員に出すのにもこの補助金は使えないということがあります。それからもう一つが、研修に出かけるときのバス代がダメだという風に聞いております。そういう点が今一番地域では問題になっていて、そういうところをもう少し勘案できるとありがたいなという風に思います。</p>
委員	<p>自治区にはそれぞれ色々な状況がありまして、きちんと計画を立てて立派にされている校区もあるのですが、力量不足の所もあるわけですが。公民館の方から、来年度この事業に名乗りを上げないかという声をかけられましたが、まだ力量が不足しておる。到底この補助金を期待通りに色々なものに使う、まず、自治委員の合意を得ることすら容易でない。体育祭とかはそれぞれ体協の方で各世帯から負担金を出してもらってやっているの、そうした点はまったく心配していないのですが、私の校区でこれを立派に使いこなせるのか、さらに自治委員の段階で了解を得るのに容易でない。まして、校区の皆さんにやってくれよと言ったって、なかなか容易ではない。今私の所で便利だと思っておりますのは、ご近所の底力再生事業でありまして、それを諸々に使わせていただいております。いろんな取組をきちんとやっている校区もあるのですが、それを見ますと到底まねはできない。そういう思いであります。行政からはこれをやると言われますが、容易ではないので十分そのところは手助けをしてもらってという形じゃないと、なかなか難しい。そういう状況でありますので、一番底辺のことかもしれませんが、実態を報告させていただきました。</p>

<p>委員</p>	<p>私の方から少しよろしいでしょうか。この地域づくり交付金モデル事業についてですが、私はそこまで具体的にこの提言案に記載しなくてもよいのではないかと考えております。と言いますのも、私の校区ではこの一括交付金をモデル事業として当初から実施して4年間経過しておりますが、私の方は十分すぎるぐらい地区民のためにということで、色々な環境整備や美化活動など本当に様々なことに取り組んでおり、私はこの有効活用が図られていると感じています。また住民に見える活動をとということで、いつも行政の方から指導等頂いております。あとはやり方次第なのではないかなと思うのです。このような動きを分権という形で呼ぶようになってきておりますが、住民サイドから見た時は、やっている所は行動を起こしてやっけて、横の連携が深まって来ておまして、この交付金はまちづくりにおおいに役にたっています。願うことは、行政として主体的にリーダーシップをとっていただいて、11校区目、12校区目の所にはせめて1年、2年くらいは音頭的な立場でやっていかれた方がいいのではないかなという風に思います。これからは、何もかも「あめとムチ」ということでは難しいのではないかなと思います。</p> <p>この成果の方は、最初は5校区で、それから今は9校区ということで、どんどん手があがってきていると思います。それで自治委員にも校区会長にも、この一括交付金の事業ということでチラシなどで示しております。しかしやはり52校区あるわけですから、活動できるところとできない所の地域差があると思います。近い将来には半数近くになってくるのではないかなと思います。自分の感想ですが、そう思っております。</p> <p>このすばらしい一括交付金をますます広げていけるような、賛成の立場で進めて頂きたいと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>意見でございますが、今話があるように、何をやるにしても財源が必要になってきます。この自治基本条例の中には基本的にはこの財源の話は載っていません。ただ、色々な施策をするうえでは、必ず財源の裏付けが必要になる。当然私も議会もそれについてはチェックをさせていただいておりますけれども、そのことによって市民が本当は幸せな未来を目指しているのに、そのことに直結していかないような状況も生じてきているという思いもありますので、当然税収なども減っていますから、そういう意味では、財源のあり方、使われ方ということも、ひとつこの自治基本条例を運用していく段階で頭に入れておく必要があるかなという気もしております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にこの地域づくり交付金の関係で、これまでの意見を踏まえ、他にさらにご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今委員さんがおっしゃられた財源との関係では、前回いただいたファイル資料の42ページの第5章の参考指標の中に、「あなたが支える市民活動応援事業」がございます。確か住民税の1パーセント分を投票と言いますか、それによって配分をするというもので、住民税を納めている人は自分の税金の使途に関心を持ってください、という形で、一方でその他の一般税源からは頂きませ</p>

	<p>んよということで、財源と活動資金とのバランスがとれる仕組みはこれだと思 うのですが、しかしこれもなかなかうまくいかない、ということも聞いていま すので、だから今回はうまくいっている例としてはあがってこなかったのかな という風に思っています。</p>
委員	<p>結局NPO法人等も対象となっていますので、自治会等が活動される際にこ の事業が対象となってくるかというのは、事業内容等に応じて判断がなされて くるので、その辺の使われ方と言いますか運用方法がはっきりしていない部分 があるのかなと思います。</p>
委員	<p>今回の提言の4ページの「(5)まちづくりの推進について」の第4段落に「N PO法人等で活動している市民も多くなっている」ということが書かれてい るのですが、総論としては分かるのですが、個別具体的に becoming と今おっし ゃったような問題が出てきて、このお金はNPOに配る、このお金は自治会に 配るということで、なかなかその整理がついていないようにありますので、 しかし今回この提言に個別具体的なことを列挙するのは困難だと思いますけれ ども、ただやはりこうした条例が生きてくるとなると、そうした具体的な施策 との整合性をいかに図るかということがポイントになって来て、それを支援す るような条例の運用をしましょうというところがおそらく市民からすると一番 必要なところかなと感じます。</p>
委員	<p>今言われたその趣旨は「4おわりに」の中段に、「こうしたことから、本条 例の実効性を確保するためには、本条例に基づき推進する各種施策を適宜評価、 検証することが大変重要である」と記載しており、こうしたことを繰 り返しながら、本条例の趣旨に沿った市民主体のまちづくりを推進していく必 要があると結んでおり、この部分でそこは表現しているのではないかなと私は 思います。</p>
委員長	<p>事務局の方からは何かご意見はございますか。</p>
事務局	<p>先程の議論の中でも、「地域差」というご意見が地域づくり交付金事業の話の 中でありましたけれども、やはりそこが議論の中でもご意見が多かったので、 提言の4ページの(5)の中段以降にその旨を反映させる形で記載させていただ いております。当然こちらの方も今のご意見を反映させていくという形の取 組を進めていかなければならないなと実感しております。</p>
委員長	<p>色々ご意見出ましたけれども、提言については、「今後、交付対象校区の追加 や新たな制度設計等、さらなる制度の充実を期待している」という文言でよろ しいですかね。もう少し詳しく記載した方がよろしいですかね。</p>
委員	<p>いえ、結構です。</p>
委員	<p>ここだけ詳しく書いてしまうと、他はどうなんだという話になるので、「例え</p>

	<p>ば」とか「1つの例として」という言葉を加えておけば、おそらくたまたまこれを記載しましたということになるかなと思います。</p>
委員長	<p>そうしたら少し柔らかくなりますかね。では今委員から提案がありましたように若干修正することとしますか。</p>
委員	<p>そうですね。まちづくりはこの事業だけではないですからね。</p>
事務局	<p>それでは今のご意見を受けまして、4ページ(5)の「都市内分権の具体的な取組として」とある所に、「一例をお示しすると」などの文言を挿入するなど、修正文案を考えまして、また委員長とご相談させていただければと思います。</p>
委員長	<p>他にご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは結びということになりますが、本日の議論により、若干修正を加えていくところにつきましては、私と事務局で調整をしていくということでお任せいただければと思います。</p> <p>その後、今月29日に、私と廣瀬副委員長より、佐藤市長に提言を手渡すこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「はい」の声)</p>
委員長	<p>それでは、他になれば事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>奥田委員長さん、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。</p> <p>7月の検討委員会の発足以降、約4カ月にわたり委員の皆様より、多くのご意見をいただくことができました。この自治基本条例は施行後5年が経過しようとしておりますが、私どもの市民への周知不足等、課題を明らかにしていただいたところであり、皆様からいただきましたご意見を踏まえ、今後市民主体のまちづくりが一層進むよう取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>委員の皆様方には、本日の会議にて実質的な審議は終了することとなりますが、これまで同様、今後もこの条例の理念に基づいたまちづくりの推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました</p>